

○帯広市農村下水道施設管理条例（一部抜粋）

第5章 排水設備改造資金の貸付

（資金の貸付け）

第27条 管理者は、既設のくみ取便所を水洗化し、又は既設建築物に新たに排水設備を設置する者に対し、必要な資金（以下「資金」という。）を貸し付けることができる。

（貸付けを受けることができる者）

第28条 資金の貸付けを受けることのできる者は、排水設備設置義務者のうち、管理者が特に必要と認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民税及び固定資産税並びに分担金を滞納していないこと。
- (2) 自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。
- (3) 貸付けを受けた資金の償還について十分な支払能力を有すること。
- (4) 確実な連帯保証人があること。

（貸付の対象）

第28条の2 資金の貸付対象は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 既設の便所を水洗化するために必要な便器、洗浄用器具、給排水施設及び建築物等の改造
- (2) 既設の建築物から新たに汚水を農村下水道施設に流入させるために築造する排水管その他の排水設備

（貸付額）

第29条 資金の貸付額は、改造又は設備に要した費用の範囲内とする。ただし、前条第1号に掲げるものについては1基当たり40万円、同条第2号に掲げるものについては1戸当たり15万円をそれぞれ限度とする。

（貸付けの条件）

第30条 資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付金は、無利子とする。
- (2) 貸付金の償還方法は、資金交付の月の翌月から起算して50月以内の元金均等月賦償還とする。ただし、期限前において繰上償還することができる。
- (3) 貸付金を期限までに償還しない場合は、当該償還金の額に年10.75パーセントの割合をもって、その期限の翌日から当該償還金を納付するに至った日までの日数によって計算した額の延滞金を徴収する。

2 管理者は、資金の貸付けを受けた者が、災害等の理由により償還期限までに納入が困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、償還期限を延期し、又は延滞金を徴収しないことができる。

（借入れの申込み）

第31条 資金の貸付けを受けようとする者は、管理者が定める手続により借入れの申込みをしなければならない。